ロケ支援依頼書

ながのフィルムコミッション 御中

依頼者に関する事項

年 月 日

別紙の同意事項に同意のうえ、以下の通りロケ支援を依頼します。

依頼者	(〒 -) 住所 名称 代表者 印							
担当者氏名	担当者連絡先 TEL: 排帶電話: 携帯電話:							
担当者 E-mail								
撮影する作品に関	する事項							
作品名								
作品の種類	□ 劇場公開映画 TV 番組 (□ドラマ □バラエティ □旅番組 □情報番組) ※Web 配信作品 □映画 □ドラマ(媒体: □コーポレートムービー □プロモーションビデオ □ミュージックビデオ □出版物 □その他(具体的に)							
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ								
作品概要 シーン概要								
製作会社名	配給元・放送局							
公開·放映日程	予定 or 決定							
添付資料	□企画書 □スケジュール □台本、脚本 □スタッフ表、出演者表 □絵コンテ、イメージボード等 □その他(具体的に:							

(送付先 E-mail: info@nagano-fc.org)

撮影現場に関する	事項									
ロケハン日程	年	月	日	~	4		月 のうち		予定 oi	r 決定
撮影日程	年	月	日	~	4	年	月 のうち	日日間	予定 oi	r 決定
現場責任者氏名				-	場責任 連絡先		携帯領	TEL: FAX: 電話:		
主なロケ予定地										
撮影人員	ロケハンロケ		(内訳: /	スタッ	フ	名	• 俳優	名•~	その他	名)
撮影車両	□ロケバス □その他	台 台	□乗月	月車	台		トラック	カー 台	□1B0X	台
支援内容に関する	事項									
希望支援内容	□ロケ地選定、ロケハン協力 □ロケハン同行、ロケ同行 □ロケーションに関する資料(地図、写真)の提供 □撮影協力施設の紹介 □民間、公共施設等での撮影交渉協力 □撮影に関する許可手続協力 □宿泊手配協力 □地元住民への協力依頼 □現地エキストラ、出演者、現地スタッフ手配協力 □方言指導手配協力 □車両、機材等備品手配協力 □ケータリング協力 □その他(具体的に:									
その他 依頼に関する 特記事項										,
質問事項										
○ながのフィルムコミッションによるロケ現場の撮影 (出演者が映りこまないものに限る)を許可するか。								許可する or 許可しない		
○ながのフィルムコミッションに撮影の成果物を提出するか。							提出する	or 提出し	ない	
○「ながのフィルムコミッション(JFC)」のクレジットを入れるこ レを承諾するか							承諾する or 承諾しない			

○地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。

ションに提供するか。

○作品ポスター、サインその他グッズ等をながのフィルムコミッ

(送付先 E-mail: info@nagano-fc.org)

承諾する or 承諾しない

提供する or 提供しない

依頼者は、ながのフィルムコミッション(以下「当団体」) にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守する ものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ 支援を実行するために必要な協力又は作業を 行うものとします。かかる必要な協力又は作業が 行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実 行しないことがあります。
- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知する ものとします。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、事故を防止するための最善の注意を し、必要な措置を取るものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象と する損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者

- 等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険 証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に 加入したことを証明する書面を当団体に提出す るものとします。

4. 地域住民の合意形成、現地における調整等

- 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意 形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形 成のための措置に関して、依頼者に助言を行う ことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な 措置を取るよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合 及び集まることが予想される場合には、合理的 に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の 指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、 その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の 責任で行うものとします。
 - 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者 等との間で行う契約の締結その他の取引は、す

べて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・ 紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、 当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者 と当団体は必要な事項について誠実に協議す るものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力する ものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関し ていかなる損害を被った場合であっても責任を 負わないものとします。

- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を 負担するものとします。当団体は、撮影等に関 する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ 支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できな いことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ 支援を実行できないことについて責任を負わな いものとします。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若し くは作業を行わず、又は当団体の要請に応じな い場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実 行しないことについて責任を負わないものとしま す。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者 等と依頼者との間における契約その他の取引に ついて責任を負わないものとします。

11. 広報

• 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知 を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製 作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、 独自ポスターの作成その他の方法で当団体の 広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が 映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c. 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承 諾すること。
 - e. 撮影による経済効果測定のためのアンケートに協力すること。